

実特法に基づく届出書の提出について

当社を含む日本の金融機関では、平成29年1月1日以後、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（略称を「実特法」といいます。）に基づき、新たに口座開設等の対象となるお取引を行う際にお客さまから税法上の居住地国等を記載した「届出書」を提出いただくこととなります。

※ 平成28年12月以前にすでに口座開設等をされているお客さまにも、提出をお願いする場合があります。

何卒、本法令の趣旨等をご理解の上、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

【届出書の提出を要する場合の概要】

平成29年1月1日以後、新たに口座開設等をする場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規に口座開設等をする場合、氏名・住所（名称・所在地）、居住地国（例えば、日本）等を記載した届出書（新規届出書）の提出が必要となります。 ※ 居住地国が外国の場合にあっては当該居住地国における納税者番号の記載が必要となります。
平成28年12月31日以前に既に口座開設等をしている場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 既に口座開設等をしている場合でも、確認のため氏名・住所（名称・所在地）、居住地国（例えば、日本）等を記載した届出書（任意届出書）の提出をお願いする場合があります。 ※ 居住地国が外国の場合にあっては当該居住地国における納税者番号の記載が必要となります。

【注】 これらの届出書の提出後、居住地国に異動があった場合には、届出書（異動届出書）の提出が必要となります。

【届出書の種類】

届出書名	新規届出書	異動届出書
提出者	平成29年1月1日以後に新規に口座開設等を行うお客さま【注1】	新規届出書、任意届出書、異動届出書を提出後に、それらの届出書に記載した居住地国に異動があったお客さま
提出時期	口座開設等を行う際	居住地国に異動が生じることとなった日から3月を経過する日まで
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 氏名、住所及び生年月日又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地 ● 居住地国名及び居住地国が外国である場合の 当該居住地国の納税者番号【注2】 ● 住所と居住地国が異なる場合の事情の詳細等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 異動後の居住地国等 ● 以前提出した届出書に記載した居住地国 ● 左記の新規届出書の記載事項

【注1】 平成28年12月31日以前に口座開設等の取引を行ったお客さまも任意で「任意届出書」を提出することが可能です。

【注2】 居住地国が日本である方も、居住地国名として「日本」と記載が必要となります（その場合、マイナンバー（個人番号）の記載は不要です。）。

くわしくは、国税庁ホームページ

(<http://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/crs/index.htm>) をご覧ください

株式会社トマト銀行